



お知らせ

空き家バンクに登録しませんか

谷和原庁舎開発指導課

☎58・2111 (内線5405・5406)



売買成立までの流れ

- 1 つばみらい市空き家バンクに登録します。空き家所有者、利用希望者ともに登録が必要です。
- 2 利用希望者は、交渉したい空き家があれば申請書を作成し、つばみらい市へ提出してください。
- 3 家の売買に関わる事務は、市と協定を結んでいる宅建協会がお手伝いします。

注意 ※空き家の状態等によっては登録をお受けできない場合もございます。
※その他詳細な登録要件等については、ホームページをご覧ください。
開発指導課までお問い合わせください。

市では「つばみらい市空き家バンク制度」を実施しています。この制度は、市内の空き家の有効活用を通じて定住促進と地域活性化を図ることを目的に、空き家を「売りたい・貸したい」「買いたい！ 借りたい！」

方の情報を登録・発信し、「買いたい・借りたい」方との橋渡しを行う制度です。市内に空き家をお持ちの方で、売却や賃貸を希望する方や空き家を利用したい方は、ぜひ、登録してください。

さい。登録料は無料です。登録が完了した物件は、ホームページや担当課窓口にて随時公開しています。

売買や賃貸借の交渉、契約に関する媒介行為は、市と提携している茨城県宅地建物取引業協会に仲介を依頼することもできます。なお、賃貸や分譲などを目的に建築された建物、老朽・損傷などが著しい建物は、本制度の対象とはなりません。

詳細は、市ホームページをご覧ください。開発指導課へお問い合わせください。

環境・くらし

空き家は適切に管理をしましょう

谷和原庁舎開発指導課

☎58・2111 (内線5405・5406)

近年、地域における人口減少や高齢化などに伴い、空き家となる家屋が年々増加しています。適切な管理が行われず、安全性の低下、公衆衛生の悪化、草木の繁茂、景観の阻害などの問題が生じ、周囲の生活環境に深刻な影響をおよぼしているものがあるなど、空き家の問題は一層深刻化することが懸念されます。

空き家は所有者の財産であるため、管理責任があります。これから台風の季節にもなりますので、風で資材や、剥がれた瓦が飛んでしまうなど、大きな事故が起る危険性もあります。あなたの空き家が、誰かを傷つけてしまったら…。「知らなかった」ではすまされません。そんな事態が起る前に適切な管理をしましょう。



介護保険料額の変更のお知らせ

伊奈庁舎介護福祉課

☎58・2111 (内線4304)

令和元年10月から消費税率10%への引き上げにあわせて第1段階～第3段階の軽減強化を一部実施していますが、令和2年度から軽減強化の財源（消費税率10%へ引上げによる増収分）が増加することに伴い、さらなる軽減強化が図られることになりました。保険料額の変更は表のとおりになります。

※第4～13段階の保険料は変更ありません。

所得段階	対象者	基準額に対する割合		介護保険料 (年額)	
		変更前	変更後	変更前	変更後
第1段階	・生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・年金収入など80万円以下	0.375	0.30	23,950円	19,160円
第2段階	年金収入など80万円超120万円以下	0.625	0.50	39,910円	31,930円
第3段階	年金収入など120万円超	0.725	0.70	46,300円	44,700円